

フォローアップ調査(平成24年10月)一覧表

- ・「明日の安心と成長のための緊急経済対策」
(平成21年12月8日閣議決定)中の「6(1)①制度・規制改革」
- ・「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)
- ・「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」
(平成22年9月10日閣議決定)中の「日本を元気にする規制改革100」別表1及び2
- ・「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日 閣議決定)
- ・「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日 閣議決定)
- ・「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議)
- ・「規制・制度改革に係る方針」(平成24年7月10日 閣議決定)
- ・「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」
(平成24年6月29日 規制・制度改革委員会)

<各評価等の項目数> * 各評価の意味は、次ページ参照。

- ・○ : 計 12 項目
 - ・◇ : 計 2 項目
 - ・△ : 計 243 項目(同13項目)
 - ・× : 計 1 項目
- 総計 258項目

- (○) 閣議決定の内容等に応じて対応が行われ、事案そのものが既に解決したもの※¹
- (◇) 閣議決定では事案そのものの解決が求められていたものの、解決していないもの※²
- (△) 閣議決定のとおり検討や論点整理が行われたもの※³
- (×) 閣議決定のとおり検討や論点整理が行われていないもの※⁴

【注（解釈）】

- ※1 閣議決定を受けて、検討や論点整理だけでなく、何らかの措置が行われ、事案そのものが既に解決したもの
- ※2 閣議決定を受けて、検討や論点整理が行われたが、結論として当面は特段の措置は行わないとされたもの
- ※3 閣議決定を受けて、検討や論点整理が行われたが、更なる検討が行われているなど、引き続き何らかの動きが見込まれるもの
- ※4 閣議決定を受けても、検討や論点整理が行われていないもの

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)

| 明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容 | | | 所管省庁 | 実施状況(平成24年10月1日時点) | 評価 | 問題意識・指摘事項 |
|---|--|---|-----------------------|--|----|--|
| 事項名 | 規制・制度改革の概要 | 実施時期 | | | | |
| ○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革 | (ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革 ・利用者と事業者間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。 | 新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | (内閣府、文部科学省、厚生労働省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、子ども指針(仮称)ワーキングチームの3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係省が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成24年3月少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。 本件については、同基本制度の中で、 ①契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とすること ②例外のない保育の保障の観点から市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとすること ③給付については保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため法定代理受領の仕組みとすること ④価格設定については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として算定すること等 が明記されたところ。 平成24年3月、これらを盛り込んだ「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。 その後、衆議院での修正等を経て、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が参議院で可決・成立し、同月22日に公布された。 | △ | ・公的契約制度の導入はされたが、当分の間、市町村が利用調整を行うことが可能になった。これは保護者の利用を支援するものであるが、需給調整として機能した場合には、利用者の選択の幅が狭められるおそれがある。 ・保育料設定については、内容が明らかにされておらず、引き続きフォローする必要がある。 |
| | (イ)イコールフットリングによる株式会社・NPOの参入促進 ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。 | 新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | (内閣府、文部科学省、厚生労働省) 本件については、子ども・子育て新システムに関する基本制度の中で質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて参入を認めるとともに、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認めることとされ、指定制度の導入を実施することが明記されたところ。 平成24年3月、これらを盛り込んだ「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。 その後、衆議院での修正等を経て、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下、「子ども・子育て関連3法」という。)が参議院で可決・成立し、同月22日に公布された。 なお、衆議院における法案修正により、指定制の導入は行わないこととされたが、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、一定の基準を満たせば認可する仕組みを導入することとした。 | ◇ | ・幼保連携型認定こども園に株式会社・NPOの参入は認められていない。 ・大都市部の保育需要の増大に機動的に対応するための一定基準をみたした場合の認可の仕組みの導入について引き続きフォローする必要がある。 |

| 明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容 | | | 所管省庁 | 実施状況(平成24年10月1日時点) | 評価 | 問題意識・指摘事項 |
|---|---|---|--|---|--|---|
| 事項名 | 規制・制度改革の概要 | 実施時期 | | | | |
| | ・また、施設整備補助の在り方、運営費の用途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。 | 新たな制度について平成22年前半を目標に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | (内閣府、文部科学省、厚生労働省) 本件については、子ども・子育て新システムに関する基本制度の中で、 ①施設整備費については、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付を設定することにより、施設整備を支援する。 ②運営費の用途範囲については、子ども園給付(仮称)については他会計への繰り入れや余剰金の配当に関する法的な規制は行わない。 ③会計基準については、法人種別に応じた会計処理方式とし、資金の流れが分かるよう、部門ごとの会計状況が明確になるような仕組みを設ける。 ことが明記されたところ。 平成24年3月、これらを盛り込んだ「子ども・子育て支援法案」、「総合子ども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。 その後、衆議院での修正等を経て、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が参議院で可決・成立し、同月22日に公布された。 | △ | ・施設整備補助の内容については、明らかにされていないため、引き続きフォローする必要がある。 ・運営費の用途範囲・会計基準については、内容が公表されていないため、引き続きフォローする必要がある。 |
| (ウ)幼保一体化の推進 ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定子ども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。 | 新たな制度について平成22年前半を目標に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | (内閣府、文部科学省、厚生労働省) 本件については、子ども・子育て新システム基本制度の中で、 ○給付システムの一体化 ①地域における学校教育・保育の計画的整備(市町村新システム事業計画(仮称)の策定) ②多様な保育事業の量的拡大(指定制度の導入) ③給付の一体化及び強化(子ども園給付(仮称)の創設) ○施設の一体化(総合子ども園(仮称)の創設) が明記されたところ。 平成24年3月、これらを盛り込んだ「子ども・子育て支援法案」、「総合子ども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。 その後、衆議院での修正等を経て、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が参議院で可決・成立し、同月22日に公布された。 なお、衆議院における法案修正により、指定制度の導入及び総合子ども園の創設等は行わないこととされたが、認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設すること、現行の認定子ども園法を改正し、幼保連携型認定子ども園について認可及び指導監督等の一本化を行うこととされた。 | ◇ | ・給付システムの一本化は実現したが、施設の一体化(総合子ども園の創設)は実現しなかった。 | |

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)

| 規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省 庁 | 実施状況(平成24年10月1日時点) | 評価 | 問題意識・指摘事項 |
|---|--|--|----------------------|-----------------|--|----|--|
| 番号 | 規制改革事項 | 対応方針 | 実施時期 | | | | |
| 1. グリーンイノベーション分野 | | | | | | | |
| ③ | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し) | 風力発電機の特徴を加味した評価基準の妥当性について、学識者、事業者等の意見を聞きながら検討を行う。 | 平成22年度中検討 | 国土交通省 | 平成22年度中に事業者、学識者より意見を聞き、現在得られている知見の中では現行の評価基準が妥当であるとの結論を得た。その後、風力発電機に関する構造基準の合理化については、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)等を受け、平成24年度内結論に向けて検討を進めているところ。 | △ | ・引き続き検討の行方をフォローする必要がある。 ・「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)参照。 |
| ⑤c | 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○共通 | 再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。 | 平成22年度中検討開始、結論を得次第措置 | 環境省 | 平成22年度に再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査を実施して、風力発電及び地熱発電の設置に関連して立地上の制約となる法令に関する情報等を収集し、開発不可地域を除外した「導入ポテンシャル」及び事業採算性を考慮した「シナリオ別導入可能量」を推計した。調査報告書を平成23年4月21日に、その地図情報を「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」として平成23年5月31日に、それぞれ環境省のウェブサイト公表した。平成23年度は、これらの成果を踏まえつつ、エネルギー資源量(賦存状況)と導入に関連する自然・社会条件をマップ化した、ゾーニング情報の整備を進め、その報告書を平成24年6月に、また、その地図情報については「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」の更新を行い平成24年7月に、それぞれ環境省のウェブサイト上に公表した。 | ○ | |
| ⑦ | 燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検 | 平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について、技術進歩を見極めつつ、また、国際標準の議論にも配慮し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、再点検を行う。再点検及びその結果を踏まえた対応について、関係省庁(経済産業省・国土交通省・消防庁)間にて調整した上で、今後の具体的な工程表を作成する。 | 平成22年中措置 | 総務省、経済産業省、国土交通省 | (総務省、経済産業省、国土交通省)関係省庁と連携して工程表(「規制の再点検に係る工程表 2015年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始に向けて、実施すべき事項」)を作成し、平成22年12月28日に公表した。現在、当該工程表に沿って、各項目ごとに検討等を行っているところ。各省において、工程表に沿って、各項目ごとに検討等を実施中。また、現在、平成23年度に行った調査、検討の結果を踏まえ、フォローアップの一環として、一部の項目について検討課題を整理するとともに、平成27年までの工程表とするための調整を実施しているところ。 | △ | ・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、平成27年までの各年の取組を明らかにした工程表の策定、公表につき「平成24年度措置」とされたところ。 |
| ⑧ | スマートメータの普及促進に向けた屋外通信(PLC通信)規制の緩和 | 高速通信が可能となる2MHz~30MHzの周波数帯でのPLCの屋外利用について、事業者からの具体的な提案等を確認のうえ、無線システムへの影響等の検証・検討を速やかに開始し、結論を得る。 | 平成22年度検討開始、平成23年度中結論 | 総務省 | PLCの屋外利用について、情報通信審議会情報通信技術分科会電波利用環境委員会において、無線システムへの影響等の検証・検討を行い、パブリックコメントを踏まえ、許容値及び測定法をとりまとめた。今後、平成24年10月に予定されている情報通信審議会の答申を踏まえ、平成24年度末を目処に所要の制度改革を行う。 | △ | ・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、所要の省令改正につき「平成24年度措置」とされたところ。 |

| 規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省 庁 | 実施状況(平成24年10月1日時点) | 評価 | 問題意識・指摘事項 |
|---|---------------------------------|--|---------------------------|------------------|---|----|--|
| 番号 | 規制改革事項 | 対処方針 | 実施時期 | | | | |
| ⑫ | 国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制の見直し) | 耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。 | 平成22年度中検討開始、結論を得次第措置 | 国土交通省 | <p>大木火災実験による木造3階建ての学校の検証等を実施中。平成25年度まで大木火災実験等による検証を行った上で、その結果に基づき、必要な規制の見直しを行うこととしている。</p> <p>また、大木火災実験等による検証と並行して、今後の建築基準制度のあり方について、平成24年8月10日に社会資本整備審議会に諮問され、平成24年9月10日に社会資本整備審議会建築分科会において、木造建築関連基準等のあり方の検討が開始された。</p> | △ | <ul style="list-style-type: none"> 「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、「平成24年度結論、可能な限り早期に措置」とされたところ。 前回フォローアップでも指摘したとおり、具体的な検証状況について明らかにすべき。 |
| | | 現在、「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進められている。幼稚園の基準のあり方については、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへの良質な育成環境を保障するという視点に立って検討を行う。 | 新たな制度の検討結果を踏まえてすみやかに検討・結論 | 内閣府、文部科学省(厚生労働省) | <p>(内閣府、文部科学省)</p> <p>「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。</p> <p>その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針(仮称)ワーキングチームの3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体的検討を進めてきた。</p> <p>平成24年3月少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。</p> <p>また、この「子ども・子育て新システムに関する基本制度」に基づき、「子ども・子育て新システム法案骨子」を定め、これに基づき平成24年3月、「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。</p> <p>その後、衆議院での修正等を経て、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下、「子ども・子育て関連3法」という。)が参議院で可決・成立し、同月22日に公布された。</p> <p>幼稚園の基準のあり方については、今後、政省令の検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへ良質な育成環境を保障するという視点に立って検討を行う。</p> | △ | <ul style="list-style-type: none"> 国産木材の利用促進に関する検討内容について明らかにすべきである。 前回フォローアップで指摘したとおり、国産木材により良質な育成環境が提供されるよう検討し、結果を公表すべき。 |
| 2. ライフイノベーション分野 | | | | | | | |
| ① | 保険外併用療養の範囲拡大 | 現在の先進医療制度よりも手続が柔軟かつ迅速な新たな仕組みを検討し、結論を得る。具体的には、例えば、再生医療等を含めた先進的な医療や、我が国では未承認又は適応外の医薬品を用いるものの海外では標準的治療として認められている療法、或いは、他に代替治療の存在しない重篤な患者に対する治験中又は臨床研究中の療法の一部について、一定の施設要件を満たす医療機関において実施する場合には、その安全性・有効性の評価を厚生労働省の外部の機関において行うこと等について検討する。 | 平成22年度中に結論 | 厚生労働省 | <p>○先進医療制度の手続等の見直しについて、中央社会保険医療協議会において、その具体的な内容について平成22年10月から平成23年5月まで8回にわたって議論が行われ、結論を得た(平成23年5月18日「医療保険における革新的な医療技術の取扱いに関する考え方について(先進医療制度の手続、評価、運用の見直し)」)。</p> <p>(結論の概要)</p> <p>1. 「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」において医療上の必要性が高いとされた医薬品について、新たに、海外の実績等から一定の安全性等が確認されている抗がん剤については、開発企業の公募中等、長期間治験が見込まれない場合に、これに係る技術を先進医療の対象とする。</p> <p>2. 先進医療の対象技術の申請において、国内における実績を満たさない場合であっても、申請された個々の技術や医療機関の特性に応じて、先進医療の実施を認める。</p> <p>3. 現行の先進医療専門家会議及び高度医療評価会議における審査の効率化、重点化を図ること等を目的として、両会議における審査を一つの会議において行う。</p> <p>○上記について、1については、先進医療会議において科学的評価を行った上で、実施が適当とされたものについては、既にその実施を認めているところ。</p> <p>2及び3については、「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて」(平成24年7月31日付け医政局長、医薬食品局長、保険局長通知)を发出し、平成24年10月1日より先進医療及び高度医療における審査を一つの会議において行う等の対応したところである。</p> <p>○また、同通知により、新規技術の技術的妥当性、試験実施計画等の審査については、評価対象の安全性等に鑑み先進医療会議が認めた場合には、高度の知見を有する外部機関に行わせることができることとした。今後さらに、外部機関における評価の具体的な実施方法や体制等について検討する。</p> | △ | <ul style="list-style-type: none"> 抗がん剤以外への適用拡大も検討する必要がある。 平成24年10月1日以降の運用実態を踏まえて、手続き、運用の柔軟化、効率化・重点化の効果や制度見直しに伴うその他の影響等、評価・検証する必要がある。 今後さらに外部機関における評価の具体的な実施方法や体制等についての検討状況について、フォローが必要。 本項目は重点フォローアップ項目であり、平成24年4月1日時点の指摘事項については、所管省庁と合意の上、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度改革委員会)医療分野④として掲載している。 |

| 規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省 庁 | 実施状況(平成24年10月1日時点) | 評価 | 問題意識・指摘事項 |
|---|---------------------|---|------------|----------|--|----|---|
| 番号 | 規制改革事項 | 対処方針 | 実施時期 | | | | |
| ② | 再生医療の推進 | 臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする最適な制度的枠組みについて引き続き検討し、結論を得る。その際、細胞治療・再生医療の特性を考慮しつつ、製品の開発や承認審査をいかに効率的に進めるかという観点も視野に入れた検討を進める。 | 平成22年度中に結論 | 厚生労働省 | 平成22年度の「再生医療における制度的枠組みに関する検討会」において検討を行い、平成23年3月30日に、報告書(「再生・細胞医療に関する臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする制度的枠組みについて」)を取りまとめ、通知により周知を図った。報告書に基づき、優れたシーズを実用化につなげることができるよう、アカデミア・ベンチャー等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年7月1日より開始したところ。平成24年9月末現在までの申込み数は、事前面談251件(うち再生医療関係70件)、対面助言45件(うち再生医療関係12件)。 | △ | ・開始後1年以上経過している薬事戦略相談の実施状況を評価し、課題抽出、必要に応じて改善、見直しを図る必要がある。 ・報告書に記載の薬事戦略相談以外の内容について、具体的な検討・取組状況を明示すべき。 ・本項目は重点フォローアップ項目であり、平成24年4月1日時点の指摘事項については、所管省庁と合意の上、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度改革委員会)医療分野⑩として掲載している。 ・なお、「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、「iPS細胞を用いた再生医療実現のための法整備等」として、「iPS細胞を用いた再生医療を実現するために、次期通常国会における薬事法改正案の提出等の関連法制の整備を行うとともに、安全面の基準整備等を進める。」「平成25年措置」とされたところ。 |
| ③ | ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消 | (独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)については、その審査体制の強化が、我が国のドラッグラグ、デバイスラグを解消する方策の1つとして指摘されていることを踏まえ、事業仕分け結果(平成22年4月27日)に基づき、その在り方について議論を深め、迅速かつ質の高い審査体制を構築する観点からその審査機能を強化する。 | 平成22年度中に結論 | 厚生労働省 | 治験相談については、審査人員の増員によりその体制の整備のさらなる充実を図っているところ。 従来、品目数を限定して試行的に実施していた事前評価相談制度について、平成23年度より、本格的に、可能な範囲で品目数を限定することなく実施をすることとした。 また、優れたシーズを実用化につなげることができるよう、アカデミア・ベンチャー等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年7月1日より開始している。 さらに、平成24年度予算において、技術の進歩に対応した人材育成、ガイドラインの早期作成を進めるため、革新的な医薬品等の薬事承認審査・安全対策の向上に必要な経費を計上した。平成24年6月現在、21の大学等研究機関を選定し、革新的な技術の進歩に対応した人材の育成・ガイドラインの早期作成を進めているところ。 | △ | ・「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)の「ライフ成長戦略」においても、本項目に係る記述がなされていることを踏まえ、早急に対応すべき。 ・審査手順の明確化のために現在進めている品目ごとのガイドラインの作成と並行して、審査運行状況の明確化・透明化についても、具体的な改善を図るべき。同時に、医薬品及び医療機器の開発、承認の在り方全体の検証、必要に応じた見直しを行うべき。 ・コンパッション・ユースについて、とりまとめを受けた取組状況が不明。(法制化に向けた関係機関等との調整状況およびそれ以外の運用改善の取組状況) ・なお、本項目は重点フォローアップ項目であり、平成24年4月1日時点の指摘事項については、所管省庁と合意の上、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度改革委員会)医療分野⑧⑨として掲載している。 |
| | | (薬事の承認審査にかかる手続きの見直し、ベンチャー等の薬事戦略相談の創設等を検討する。)他に代替治療の存在しない重篤な患者において、治験中の医薬品を一定の要件のもとで選択できるよう、コンパッション・ユース(人道的使用)の制度化について検討に着手する。 | 平成22年度検討開始 | | いわゆるコンパッション・ユースについては、対象とする疾患の範囲や患者、医療関係者、製薬企業及び国の責任のあり方等、制度化に向けた課題の検討・整理を平成22年度より行っており、平成23年3月以降は、厚生科学審議会医薬品等制度改革検討部会において検討いただいていたところであるが、平成24年1月24日に同検討部会の報告書(「薬事法等制度改革についてのとりまとめ」)が公表されたところ。 | △ | |

| 規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成24年10月1日時点) | 評価 | 問題意識・指摘事項 |
|---|--|--|--|-------|--|----|--|
| 番号 | 規制改革事項 | 対処方針 | 実施時期 | | | | |
| ⑤ | レセプト等医療データの利活用促進(傷病名統一、診療年月日記載など様式改善等) | レセプト情報を一元化したデータベースについて、医師会、保険者、大学や民間シンクタンク等の研究機関など幅広く第三者も利用できるよう利活用のルールを決定し周知する。 | 平成22年度中措置 | 厚生労働省 | レセプト情報等の提供に関する有識者会議(※)の検討を踏まえてとりまとめた第三者へのデータ提供についてのガイドラインを平成23年3月31日に策定し、厚生労働省ホームページにおいて周知している。 (※平成24年10月1日時点にて11回開催) レセプト情報等の提供依頼について43件の申出があり、レセプト情報等の提供に関する有識者会議の審査を経て、提供依頼申出の承諾を正式に6件決定したところである。また、6月に7件のサンプリングデータセットの提供の申出について審査し、6件について承諾している。さらに、9月に10件のレセプト情報等の提供依頼の申出について審査し、1件について承諾するとともに、5件について審査継続としている。今後、承諾した申出者への提供を予定している。 なお、平成23年度から平成24年度までを試行期間と位置づけしていることから、この間における実績等を勘案した上で、レセプト情報等の提供に関する有識者会議において、ガイドラインで定められた提供範囲等について見直しを行う事を検討している。また、研究者の利便性を考慮し、安全性に十分配慮したサンプリングデータセットを、今後改善していくことを前提として試行的に提供することとし、併せてDPCデータの提供について、本有識者会議で検討することとしたところである。 | △ | ・レセプト情報等の提供について「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において「ガイドラインを改定し周知する」ことについて「平成24年度措置」とされたことを踏まえ、前回でも指摘したとおり、できる限り早期に措置すべき。 ・DPCデータの提供について「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において「今後の提供の在り方について一定の結論を得る」ことについて「平成25年度上期措置」とされたことを踏まえ、見直しまでのスケジュールを明らかにしつつ、できる限り早期に措置すべき。 |
| | | 次期診療報酬改定(平成24年4月)に向けて、診療側、保険者、研究者等の関係者により、審査・支払の効率性に加えてデータの利活用の観点からも検討する場を設け、「ICD10コード」の採用を含めてレセプト様式(DPCLレセプト含む)の見直しを検討する。 | 平成23年度中に結論 | | 「規制・制度改革に係る対処方針」を踏まえて、厚生労働省内で電子レセプトの様式変更について検討している。 平成23年11月11日の中央社会保険医療協議会において、平成24年4月診療分から請求する各点数の算定日を記録して請求するものとするについて改めて関係保険医療機関に周知することについて議論をし、了承を得たところ。 これを受けて、平成23年12月22日に「電子除法処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付等の請求を行う保険医療機関に係る各点数の算定日の記録について」(厚生労働省保険局医療課事務連絡)を发出し、平成24年4月診療分から請求する各点数の算定日を記録して請求することとなっている旨を改めて周知した。 | | ・本件について厚生労働省は「○」を主張。 ・医療データの利活用促進の観点から、点数算定日の記録だけで十分な取組とは言えない。例示事項ではあるが、ICD10コード採用に関する議論の内容も示されていない。 ・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において「平成24年度検討開始、平成25年度結論」とされたことを踏まえ、前回も指摘したとおり医療データの利活用を促進するため、レセプト様式(DPCLレセプト含む)にICD10コードの記載を義務付ける方向でレセプトデータ(DPCLレセプト含む)の利活用について引き続き検討し、できる限り早期に結論を得るべき。 |
| ⑥ | ICTの利活用促進(遠隔医療、特定健診保健指導) | 遠隔医療が認められ得べき要件及び処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。 | 遠隔医療が認められ得べき要件については平成22年度中措置、処方せんの発行にかかる考え方は平成23年度中に結論 | 厚生労働省 | 「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について(平成23年3月31日付 医政発0331第5号)の通知を发出し、遠隔診療が認められべき要件を明確化した。 これまで、処方箋の電子化については、その利点や問題点、解決すべき課題などにつき、平成20年7月に報告書「処方せんの電子化について」としてとりまとめた。その後、新たな情報通信技術戦略の工程表(シームレスな地域連携医療の実現)等に基づき、医療情報ネットワーク基盤検討会(3月22日開催)において、処方箋の電子化についての考え方をとりまとめた。さらにこの考え方を基に、同検討会において新しい知見も含めて、より具体的な課題等の検討を行い、平成24年4月に報告書「処方箋の電子化に向けて」をとりまとめた。今後は、報告書「処方箋の電子化に向けて」(平成24年4月)に示された論点を踏まえ、処方箋の電子化の実現を図るため、引き続き検討し、議論を精緻化する。 | △ | ・遠隔医療については医師との合意の上でケースバイケースで判断されるものであり、画一的に規制すべきものではなく、また患者の選択肢を拡大する観点より、積極的に普及促進を図るべきである。 ・遠隔診療に対応した電子処方箋の早期実現を図り、遠隔医療の普及促進を図るべきである。 ・閣議決定では「遠隔医療が認められ得べき要件については平成23年度中に結論」とされているところ。報告書「処方箋の電子化に向けて」(平成24年4月)に示された論点を踏まえ、議論の精緻化を行い、早急に結論を得るべき。 ・特定健診における保健指導においてICTを活用した遠隔面談を可能とする制度の見直しについて、「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において「平成24年結論、平成24年度措置」とされたところ。 ・なお、本項目は重点フォローアップ項目であり、平成24年6月29日時点の指摘事項については、所管省庁と合意の上、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度委員会)医療分野⑤として掲載している。 |
| | | 診療報酬上の手当てについては、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得る。 | 診療報酬改定のタイミングで随時 | | 安全性・有効性のエビデンスが得られた遠隔医療については、順次、診療報酬の手当てについて診療報酬の改定に向けて検討をした。平成24年度診療報酬改定において、遠隔モニタリングによる、心臓ペースメーカー指導管理料の評価の引き上げを行ったところ。 | | △ |
| | | 特定健診に基づく保健指導におけるICT(情報通信技術)を活用した遠隔面談については、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。 | 平成23年度中に結論 | | 厚生労働科学研究費補助金による研究(多様なニーズに対応するための新たな保健指導方法の開発に関する研究)により、対面による通常の保健指導と比較した遠隔保健指導の効果について一定の検証を行ったところであり、この検証結果も踏まえ、平成24年度中に、制度の見直し事項について検討し、結論を得る予定。 | | △ |

| 規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容 | | | 所管省 庁 | 実施状況(平成24年10月1日時点) | 評価 | 問題意識・指摘事項 |
|---|-------------------|--|-----------------------------|---|----|---|
| 番号 | 規制改革事項 | 対応方針 | | | | |
| ⑦ | 救急患者の搬送・受入実態の見える化 | 救急搬送及び医療機関における受入体制を強化するためには、改正消防法により地域における救急搬送・受入状況を踏まえて実施基準を策定することとされている都道府県が、実施基準を実効的なものとする上で必要な情報について消防機関の保有する救急搬送のデータと医療機関が保有する予後のデータをリンクさせて総合的に調査・分析することが重要であり、都道府県におけるこれらの取組を促進させるための方策について総務省と厚生労働省で検討を進める。 | 平成22年度検討開始 総務省、 厚生労働省 | (総務省) ○平成23年12月末までに全都道府県において実施基準が策定された。 ○実施基準のフォローアップとして、平成23年12月から平成24年2月にかけて全都道府県を対象とした運用実態調査及びブロック別の勉強会を実施した。 ○調査結果及び勉強会の実施結果を分析し、消防機関が保有する救急搬送データと医療機関が保有する予後データの分析について、一部の団体において救急隊の活動記録票を活用して両データの突合・検証を実施し、救急隊の教育にも活用している例等を把握した。 ○消防庁として、都道府県における取組を促進させるべく、「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の運用に係る対応方針の策定等について(依頼)」(平成24年2月29日付消防庁救急企画室長通知)を发出し、調査結果等をフィードバックするとともに、次年度以降の各団体における対応方針の策定を依頼した。(平成24年7月1日現在、全都道府県で策定済) (厚生労働省) 平成22年度厚生労働科学研究費補助金により、救急搬送データと医療情報であるDPCデータを突合する手法について研究をし、同研究において、一部の地域で試行的に実施したところである。 また、平成23年度予算において調査経費を計上し、消防法改正により都道府県に義務づけられた実施基準に基づいて受入れを行った医療機関等を対象に、実施基準で受け入れ対象とされている疾病等の救急患者又は受け入れ対象とされていない疾病等の救急患者の増減、救急搬送患者の平均在院日数の増減、救急医療に従事する医師の当直回数の増減など、実施基準の施行により、救急搬送患者の受入が効果的かつ効率的に行われるようになったのかについて、都道府県による実態調査を行っており、現在、その結果を集計しているところである。また、平成24年度においても同様の予算を計上しており、当該結果を踏まえて、更なる調査を行う予定である。 | △ | ・前回フォローアップにおいて問題意識としてお示しているとおり、策定された対応方針において、データのリンク、総合的な調査・分析はどのように実施することとされているのか示すべき。 ・前回フォローアップにおいて問題意識としてお示しているとおり、厚生労働省において平成22年に試行を行った結果、本格実施に向けた課題等が明らかになったはずであり、その解決の道筋等を示すべき。 ・前回フォローアップにおいて問題意識としてお示しているとおり、平成23年度以降の調査については、実施基準に基づいた受入に関して何を調査したのか、その結果を具体的に何につなげていく方針であるのか不明であり、これを示すべきである。 ・前回フォローアップにおいて指摘しているとおり、実施基準を実効的なものとして機能させるため、救急搬送データとDPCデータを突合する手法の研究や都道府県による実態調査について、できる限り早期に工程表を作成し、公表するべき。 ・平成23年度予算において行った調査結果がまだ結果が集計されていないのは問題である。 ・平成24年度の調査の内容、スケジュールも明確になっていない。平成23年度の調査結果如何により、平成24年度の調査予定そのものも見直す必要がある。 |

| 規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省 庁 | 実施状況(平成24年10月1日時点) | 評価 | 問題意識・指摘事項 |
|---|--|--|-----------|--|---|--|--|
| 番号 | 規制改革事項 | 対処方針 | 実施時期 | | | | |
| ⑨ | EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮(受験回数、試験問題の漢字へのルビ等) | 看護師国家試験及び介護福祉士試験において使用されている難解な用語の取扱いについて、平易な日本語に置き換えても現場に混乱を来さないものについて用語の置き換えや漢字へのルビ記載ができないかなど、試験委員会において検討を行い、試験問題作成に反映。 | 平成22年度中措置 | 法務省、 外務省、 厚生労働省 | (厚生労働省) 看護: 第100回看護師国家試験(平成23年2月20日実施)において、「看護師国家試験における用語に関する有識者検討チームとりまとめ」(平成22年8月24日公表)に基づき、試験の質を担保した上で、日本語を母国語としない看護師候補者にとっても、わかりやすい文章となるよう問題作成し、難解な漢字へのふりがなが付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。第101回看護師国家試験(平成24年2月19日実施)においても、前年度に引き続き、難解な漢字へのふりがなが付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。 介護: 第23回介護福祉士国家試験(平成23年1月30日実施)において、介護福祉士国家試験委員会による検討の結果に基づき、利用者の安全確保や関係職種との連携に支障が生じないかを考慮した上で、難解な漢字へのふりがなが付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。第24回介護福祉士国家試験(平成24年1月29日実施)においても、前年度に引き続き、難解な漢字へのふりがなが付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。 平成24年度の看護師国家試験・介護福祉士国家試験から、看護師候補者・介護福祉士候補者への特例として、試験時間の延長及び全ての漢字にふりがなが付与する方針を決定した。 | △ | ・これまで措置されてきた看護師国家試験・介護福祉士試験における対応の効果について評価を実施すべきである。 |
| | | 受験機会の拡大については、今後の検討課題とする。 | 逐次検討 | (法務省、外務省及び厚生労働省) EPAに基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間延長について、「人の移動に関する検討グループ」での検討結果を踏まえ、「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」(平成23年3月11日閣議決定)により、平成20年及び平成21年に入国した候補者については、外交的配慮の観点から、特例的にあと1回限りの受験機会を得られるようにするため、一定の条件下、滞在期間の延長を1年に限り、認めることが決定された。 (厚生労働省) 「経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針」(平成23年6月20日人の移動に関する検討グループ決定)において、介護福祉士国家試験の複数回の受験機会の提供等については、介護福祉士制度やそれらの国家試験制度の根本的な変更を惹起するものであることから、その適否について、当該制度の趣旨や利用者等への影響、実現可能性等も踏まえつつ、検討を行うこととしている。 | △ | ・今回の在留延長は暫定的な措置である。受験機会拡大を検討する際に現行の在留期間等を見直す必要性があり、引き続き検討内容をフォローする必要がある。 ・「人の移動に関する検討グループ」において検討を行うこととされているが、検討内容を明らかにすべきである。 | |
| | | 既に就労・研修を行っている看護師候補者及び介護福祉士候補者に対する日本語習得支援策の更なる充実。 | 平成22年度中措置 | (外務省及び厚生労働省) 平成23年に来日した候補者から、来日後6か月間の研修に追加して訪日前研修を実施。平成23年に来日した候補者については、2か月間又は3か月間、平成24年に来日した候補者については、インドネシアは6か月間、フィリピンは3か月間、平成25年に来日予定の候補者については、インドネシア、フィリピンとも6か月間の訪日前研修を実施する予定。ベトナムについても、来日前12か月、来日後2か月程度の研修を実施するため予算計上しており、本年11月から12か月間の訪日前研修を実施予定。また、インドネシアについては、看護実践能力強化プロジェクト(JICA)を本年10月を目途に立ち上げる見込み。各種措置の結果は平成25年度以降に示されるところ、成果を踏まえて、更なる改善措置に努める。 (厚生労働省) 看護: 平成22年度において、受入れ施設における日本語学習及び研修指導に対する経費の支援のほか、国家試験受験に向けた学習支援(eラーニング学習システムの提供、模擬試験及び集合研修の実施、日本語及び看護専門家の巡回訪問による対面での学習指導等)を実施した。平成23年度・平成24年度においても、引き続き、同様の支援を実施している。 介護: 日本語習得支援、集合研修、教材配布等を平成22年度予算で措置したほか、平成23年度予算においてはそれらに加え、受入れ施設における候補者の継続的な学習を支援するため、介護福祉士として必要な専門知識や技術等を学ぶ集合研修等を措置した。平成24年度においても、引き続き、候補者の国家試験合格に向けて、集合研修等を実施することとしている。 | △ | ・これまで措置されてきた日本語習得を含めた学習支援事業についての効果について評価を実施すべき。 | |

| 規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省 庁 | 実施状況(平成24年10月1日時点) | 評価 | 問題意識・指摘事項 |
|---|----------------------------------|--|--------------------------------|----------|---|----|---|
| 番号 | 規制改革事項 | 対処方針 | 実施時期 | | | | |
| ⑩ | ワクチン政策の見直し | 予防接種法の抜本的な見直しの中で、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方について検討する。 | 平成22年度 検討開始 | 厚生労働省 | ・厚生科学審議会予防接種部会(平成21年12月設置)において、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方等について、議論を行い、平成24年5月23日に開催した第22回において、「予防接種制度の見直しについて(第2次提言)」を取りまとめた。 ・第2次提言を受けて、できるだけ早期に予防接種法の改正案を国会に提出できるよう、検討や市町村等関係者との調整を進めている。 | △ | ・前回フォローアップにおいて問題意識としてお示しているとおり、第2次提言により、検討の方向性(論点)は整理されたものの、閣議決定に掲げられた予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方についての結論には至っておらず、厚生労働省はこれらについてどのように結論を得ようとしているのか示すべき。 ・前回フォローアップにおいて指摘しているとおり、上記の結論を得た上で、できる限り早期に予防接種法の抜本的な見直しを行うべき。 ・なお、「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において「平成24年度中を目指した法案提出」とされたところ。 |
| ⑪ | 医行為の範囲の明確化(診療看護師資格の新設) | 「特定看護師(仮称)」制度化に向けたモデル事業を早急に実施するとともに、特定看護師の業務範囲、自律的な判断が可能な範囲等について並行して検討する。 | 平成22年度 中検討開始、平成24年度 中に結論 | 厚生労働省 | 平成22年3月19日に「チーム医療の推進に関する検討会」において取りまとめられた報告書(「チーム医療の推進について」)を受けて、平成22年5月12日に「チーム医療推進会議」を設置し、特定看護師(仮称)の業務範囲や教育・研修の内容について検討を行っている。 平成24年度は、平成22年度から継続中の養成現場における試行事業を実施するとともに、平成22年度及び平成23年度の養成課程の修了者における業務の実施状況等について情報収集するための試行事業を引き続き実施している。 今後、「チーム医療推進会議」における議論等を踏まえ、検討を進めてまいりたい。 | △ | ・平成24年度中の結論に向け、検討スケジュールを明確にすべき。 ・チーム医療実証事業の評価、検証を踏まえ、引き続きフォローする必要がある。 |
| ⑫ | 医行為の範囲の明確化(介護職による痰の吸引、胃ろう処置の解禁等) | リハビリなど医行為か否かが不明確な行為について、必要に応じ、検討・整理する。 | 平成22年度 中措置 | 厚生労働省 | 「チーム医療推進会議」等における議論を踏まえ、医行為か否かが不明確な行為について、必要に応じ、検討・整理することとしている。 平成23年7月5日に、肌への接着面に皮膚保護機能を有するストーマ装具の交換は、原則として医行為には該当しない旨を通知で周知した。 (「ストーマ装具の交換について」平成23年7月5日付け医政発0705第3号厚生労働省医政局医事課長通知) | ○ | |
| 3. 農業分野 | | | | | | | |
| ① | 農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和 | 改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。 | 平成23年度 中検討開始、できるだけ 早期に結論 | 農林水産省 | 改正農地法施行後の農業生産法人の参入状況や企業の出資状況、参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等を把握するための実態調査に着手し、回答の理由・趣旨(矛盾する回答がある場合の真意の確認等)の精査等分析を行う上で必要な事項について追加調査を実施し、現在結果を取りまとめ中。 | △ | ・いまだに実態調査を行っており、もっとスピード感をもって取り組み、できるだけ早期に結果を取りまとめ、結論を得ていただきたい。 ・現行の農業生産法人の要件緩和についての結論を出す具体的なスケジュール(工程表)を示すべきではないか。 ・多様な担い手の1つとして農業生産法人も大いに期待される中、これまで基盤のない地での企業による農業参入や、非農家による農業参入を促進するためには、実態調査を踏まえた、更なる要件緩和を検討すべきである。 ・なお、本項目は重点フォローアップ項目であり、平成24年6月29日時点の指摘事項については、所管省庁と合意の上、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度改革委員会)農業分野②として掲載している。 |

| 規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省 庁 | 実施状況(平成24年10月1日時点) | 評価 | 問題意識・指摘事項 |
|---|--|--|------------------------|-----------|---|----|--|
| 番号 | 規制改革事項 | 対処方針 | 実施時期 | | | | |
| ② | 農業振興地域の整備に関する法律の見直し<農振法施行規則第4条の4第1項第27号の廃止の検討> | 地方公共団体が行う計画の達成状況の定期的な検証を農林水産省は適宜確認し、その中で不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 | 逐次実施 | 農林水産省 | 市町村が農業振興地域の整備に関する法律施行規則(以下「農振法施行規則」という。)第4条の4第1項第27号の規定に基づき策定する計画については、農用地区域からの除外の厳格化を図る観点から、 ① 同計画に定める施設を農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限定すること ② 同計画に定める施設が農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証すること 等の新たな要件を、農振法施行規則の一部を改正する省令(平成21年12月15日施行)により定めたところである。 現在農林水産省において、市町村が行う定期的な検証に係る調査を実施しているところであり、不適切な事例が判明すれば、必要な措置を講ずる。 | △ | ・農林水産省における「定期的な検証」に係る調査について、引き続きフォローする必要がある。 |
| ③ | 農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上) | 優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。 | 平成23年度中検討開始、できるだけ早期に結論 | 農林水産省 | 農業委員会の活動状況に対する評価を把握するための実態調査に着手し、回答の理由・趣旨(矛盾する回答がある場合の真意の確認等)の精査等分析を行う上で必要な事項について追加調査を実施し、現在結果を取りまとめ中。 なお、農業委員会の活動の実効性を上げる観点から、「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知)に基づき、各農業委員会に詳細な議事録の作製・公表、活動の点検評価、活動計画の策定・公表を行わせるとともに、その取組が徹底されるよう、「農業委員会の活動状況の予算配分への反映について」(平成23年10月12日付け23経営第1970号農地政策課長通知)を发出し、各農業委員会の取組状況を確認した上で、その結果を平成24年度予算の配分に反映した。 | △ | ・改正農地法では、不適切な実態があれば、同法の施行状況を踏まえた5年後の見直しを待つことなく、早急に農業委員会の組織及び運営についての検討に着手すべきである。 ・農業委員会の組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得るためのスケジュール(工程表)を示すべきではないか。 ・農業委員会の事務局機能の強化を図るためにも、農業委員会交付金のうち、農業委員会の活動実績に応じて配分することができる2割について、例えば成果配分額の見直しを行うなど、活動実績に応じ、配分額をより拡大すべきではないか。 ・農業委員会の役割及び委員選定の実情を踏まえれば、農業委員会の委員構成について見直しを行う必要があるのではないか。 ・現行において農業委員会に求められている役割が多岐にわたる一方で、農業委員会の委員構成や事務局機能の現状を踏まえれば、農業委員会による実施が困難な事務も存在すると思われることから、農業委員会に求めるべき役割・機能について、更なる見直しが必要ではないか。 ・なお、本項目は重点フォローアップ項目であり、平成24年6月29日時点の指摘事項については、所管省庁と合意の上、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度改革委員会)農業分野③として掲載している。 |
| ⑥ | 農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施 | 併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る。 | 平成22年度中措置 | 金融庁、農林水産省 | 農林水産省は、全国農業協同組合中央会が平成20年12月に策定・公表した「行動計画」に即した取組が確実に実施されるよう指導を行っている。その結果、平成22年度中に措置することとしていた公認会計士の増員(5人→10人)、連合会の監査に係る全国本部での専門チームの設置は、平成22年8月に措置済である。 平成24年度については、行動計画に沿って公認会計士を33人まで増員しているところ(平成24年10月1日現在)。 行動計画は平成24年度末までに公認会計士を30人へと増員し、農協監査への公認会計士帯同を大幅に拡大することとしており、行動計画どおり実施しているところ。 | △ | ・本件について、金融庁及び農林水産省は「○」を主張。 ・農協に対する監査は、農協の制度・事業に精通した中央会が監査することとされているが、中央会(JA全国監査機構)は農協の上部組織であり、真に独立した監査機関とは言えないのではないか。 ・まずは、中央会の「行動計画」に基づく農協の監査を着実に実施し、広域審査体制の効果や業務監査結果等については、検証を行う必要があるのではないか。その結果を踏まえ、監査の質の向上や、客観性の向上を図るための方策を検討すべきである。 ・平成24年3月末の全国の農協の貯金残高は88兆1,951億円にも達しており、ペイオフなど自己責任が要求される現環境下では、銀行等の他金融機関との比較を容易にできるようにするなど、預金者保護に配慮しなければならない。平成25年度から農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性をより強化するため、監査法人又は農協の関連組織から独立している公認会計士による公認会計士監査等、外部監査を実施すべきではないか。 ・なお、本項目は重点フォローアップ項目であり、平成24年6月29日時点の指摘事項については、所管省庁と合意の上、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度改革委員会)農業分野①として掲載している。 |

| 規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成24年10月1日時点) | 評価 | 問題意識・指摘事項 |
|---|---|--|-------------------------------------|-------|---|----|--|
| 番号 | 規制改革事項 | 対処方針 | 実施時期 | | | | |
| ⑦ | 農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消 | 土地持ち非農家を正組合員の一部とする制度の適用状況を把握するとともに、当該土地持ち非農家を正組合員として留めておくことの必要性について、個々に検証を行う。 | 逐次実施 | 農林水産省 | 農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)を一部改正(平成23年4月1日公布)し、業務報告書に「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第32条第1項に基づく特例措置の適用状況」の欄を追加した。 また、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知)」を策定し、定款に上記特例措置の規定を置くことについて、組合員の意向や動向等を踏まえてその必要性を個々に検証することを求める旨を規定した。 省令改正と指針策定により対応し、平成23年8月10日に開催された都道府県農協指導担当者会議にて周知したところであるが、さらに、平成23年10月から11月にかけて開催されたブロック会議にて、都道府県担当者に加え、都道府県農協中央会等の担当者に対しても周知した。 また、平成24年4月26日に開催された都道府県農協指導担当者会議を通じて、引き続き周知に努めた。 | △ | ・本件について、農林水産省は「○」を主張。 ・農林水産省における検証において適用状況の把握が行われ、農協法の理念に反した状況が解消されていると判断できるまで、引き続きフォローする必要がある。 |
| ⑧ | 新規農協設立の弾力化(地区重複農協設立等に係る「農協中央会協議」条項) | 農協の効率的な再編整備に配慮しつつ、地区重複農協設立等にかかる中央会協議条項を廃止の方向で見直す。 | 平成22年度中検討・結論 | 農林水産省 | 廃止の方針を決定済であるが、法律改正事項であることから、改正の時期等を検討している。 なお、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知)」において、「規制・制度改革に係る対処方針」を踏まえ、地区重複農協設立の認可に際しては「あくまで最終的な判断は行政庁が下すことに留意する必要がある」旨を規定した。 新農協設立に当たっての判断については、平成24年4月26日に開催された都道府県農協指導担当者会議を通じて周知を行っている。 | △ | ・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、「地区重複農協設立等にかかる中央会協議条項について、廃止する方針が得られていることから、関連する法案が提出される機会をとらえて必要な法制上の措置を講じる。」「平成24年度以降でできる限り早期に措置」としている。 |
| ⑩ | 農業共済の見直し(コメ・麦に係る強制加入制の見直し) | 保険母集団を確保して危険分散を図る観点、農業者の選択肢を拡大する観点等の要請も踏まえ、戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて農業共済制度のあり方を検討し、結論を得る。 | 戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて検討開始、できる限り早期に結論 | 農林水産省 | 農業共済制度については、平成22年度予算編成の際に行われた4大臣合意において、戸別所得補償制度の本格実施に併せて、共済制度のあり方を抜本的に見直すこととされており、戸別所得補償制度の法制化を前提として、検討を行うこととしている。 | △ | ・戸別所得補償制度の法制化時に、閣議決定事項が履行されるかについて、農林水産省の対応をフォローする必要がある。 |
| ⑪ | 堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正(告示の改正) | 家畜排せつ物を農家が使いやすく、流通しやすくさせるため、牛ふん、豚ふん、食品残渣を化成肥料の原料に加える方向で普通肥料の公定規格の見直しを行い、結論を得る。 | 平成22年度中目途に結論 | 農林水産省 | たい肥(牛ふん、豚ふん、食品残渣)を化成肥料の原料として使用する際の安全性について、「食品健康影響評価について(回答)」(平成23年5月12日付け府食第380号)において食品安全委員会から「食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する」と示され、適切に施用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると結論づけられたところ。これを踏まえ、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件(昭和61年農林水産省告示第284号)」の一部を改正し、規格を新設し、堆肥(牛ふん、豚ふん、食品残渣)を普通肥料の原料とすることを可能とした(平成24年8月8日公布。同年9月7日施行)。 | ○ | |
| ⑮ | 食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導入等) | 食用油の原料原産地表示の義務化について、生産者・販売者の負担にも配慮しながら、消費者の意見を広く聴きつつ、表示基準の改正の検討を進め、結論を得る。 | 平成22年度検討開始 | 消費者庁 | 第4回消費者委員会食品表示部会(平成22年10月4日)において、食用植物油については、複数の生産工程を経て精製されている実態の中で、原料の産地が品質に大きく反映される食品であるといえるが、整理すべきとの論点が示され、現状の原料原産地義務対象品選定の要件に合致するかどうか判断できなるとされた。 消費者委員会において「原料原産地表示の拡大の進め方に関する調査会」を設置(平成23年1月)し、原料原産地表示拡大の進め方についての意見が取りまとめられた(平成23年7月原料原産地表示拡大の進め方に関する調査報告書)。当該調査会では、原料原産地表示の在り方について、「品質の差異」に着目する現行の仕組みの下でさらなる品目拡大を図ることは限界があるという意見等があり、食品表示の一元的な法体系の在り方の議論において、現行のJAS法にとらわれない新たな法体系の下で対象品目や選定方法について設定されることを期待するとされたところ。 原料原産地表示の義務付けについては、食品表示一元化検討会(平成24年8月9日同報告書公表)において、「品質の差異」にとどまらない新たな観点について議論を行ったが合意に至らず、今後の検討課題として改めて議論すべき項目として位置付けられたところ。 | △ | ・消費者委員会食品表示部会において、食用油における議論がなされたが、「原料の産地が品質に大きく反映されていると言えるか、整理すべきではないか」との論点が示された。 ・一方、食品表示一元化検討会においては、「加工食品の原料原産地表示」について、合意に至らなかったことの記載がなされている。 ・前回フォローアップでも指摘したとおり、消費者庁の食品表示一元化検討会における原料原産地表示全体に関する検討結果を踏まえ、食用油の原料原産地表示の義務化について検討スケジュールを示しつつ、できる限り早期に結論を得るべき。 |